

平成 30 年度 指定第 1 号予防相当通所介護事業者 集団指導 次第

平成 31 年 3 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~

田辺市民総合センター 1 階 機能訓練室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 実地指導等の状況について
- (2) 指定第 1 号予防相当通所介護における加算項目について

3. 閉 会

平成30年度

指定第1号予防相当通所介護事業者 集団指導

資料

平成31年3月20日（水） 午後1時30分～

田辺市民総合センター1階 機能訓練室

1. 実地指導等の状況について

(1) 実地指導等について

ア. 市町村が権限を有する指定・指導事務等について（経過）

市町村が権限を有する事業の指定・指導事務については、平成 18 年 4 月に地域密着型サービスが制度化されて以降事業所が増加し、平成 28 年 4 月には小規模の通所介護が地域密着型通所介護として位置づけられ、また、平成 29 年度には介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業の予防相当サービスとして移行したのに加え、居宅介護支援が県から権限移譲されたことから、対象事業所数の増加に伴う事務に対応するため、また計画的な実地指導等を行うため、平成 30 年 4 月から田辺市とみなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町（以下、「圏域内市町」という。）と協議した結果、地方自治法に基づき田辺市が他の 4 町から指定指導事務等の委託を受けて実施しています。田辺市において指導係を設置し現在 2 名専任の体制で事務を行っています。

※ 市町村が権限を有する事業の変更届等の届出については、従前は同じ内容のものについて指定を受けている各市町村それぞれに提出となっていましたが、平成 30 年 4 月以降、圏域内市町所在事業所については田辺市ののみ提出することとなり、届出事務の軽減化が図られています。

※ 現在 2 名専任体制で、計画的に実地指導等を行っており、係の職員が不在になることが多くなっています。

届出等でやすらぎ対策課へ来庁する際には、必ず、あらかじめ指導係に連絡し日程調整してください。また、サービス内容等に関する質問についても、必ず、ホームページに掲載しています「質問票」をお願いします。電話では対応致しかねます。

（質問票 掲載先：<http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/index.html>）

イ. 実地指導等について

田辺市では、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし対象事業の質の確保及び費用の適正化を図ることを目的として、計画的に実地指導に取り組んでいるところです。

方針としては、事業所の指定有効期間内（6 年間）に 1 回は行うように取り組んでいますが、実地指導時において、指摘事項等が多かった場合などはこの限りではありません。また、通常はあらかじめ文書により実地指導を行うことを通知しますが、事業所の日常におけるサービス提供を確認する必要があると市が判断した場合には事前通知なしに行う場合もあります。

尚、実地指導後に運営基準や介護報酬算定に重大な違反が疑われる場合や、実地指導に協力が得られない場合、利用者に対する虐待が疑われる場合などは、指定の取消や一部停止等の行政処分が伴う「監査」となる場合があります。

本年度の実地指導の実施数は次のとおりです。

平成30年度 実地指導 実施事業所数 一覧

●介護保険サービス

指 定 事 業 所 所在 地	地域密着型サービス ※ 地域密着型介護予防サービス 含む			居宅介護支援 ※介護予防支援 含む			合 計		
	事 業 所 数	実 地 指 導 実 施 数	割 合 (%)	事 業 所 数	実 地 指 導 実 施 数	割 合 (%)	事 業 所 数	実 地 指 導 実 施 数	割 合 (%)
田辺市	56	10	17.9%	44	8	18.2%	100	18	18.0%
みなべ町	3	0	0.0%	6	2	33.3%	9	2	22.2%
白浜町	16	3	18.8%	14	3	21.4%	30	6	20.0%
上富田町	6	2	33.3%	6	2	33.3%	12	4	33.3%
すさみ町	1	1	100.0%	3	1	33.3%	4	2	50.0%
計	82	16	19.5%	73	16	21.9%	155	32	20.6%

● 介護予防・日常生活支援総合事業（予防相当サービス事業所分）

指 定 事 業 所 所在 地	予 防 相 当 訪 問 型 サ ー ビ ス	予 防 相 当 通 所 サ ー ビ ス	予 防 相 当 サ ー ビ ス 合 计	予 防 相 当 サ ー ビ ス実 地 指 導 件 数	割 合 (%)
田辺市	35	38	73	4	5.5%
みなべ町	2	5	7	2	28.6%
白浜町	10	12	22	3	13.6%
上富田町	9	9	18	3	16.7%
すさみ町	2	2	4	2	50.0%
計	58	66	124	14	11.3%

※ 総 合 計

事 業 所 数	実 地 指 導 件 数	割 合 (%)
173	22	12.7%
16	4	25.0%
52	9	17.3%
30	7	23.3%
8	4	50.0%
279	46	16.5%

ウ. 実地指導における指摘事項について

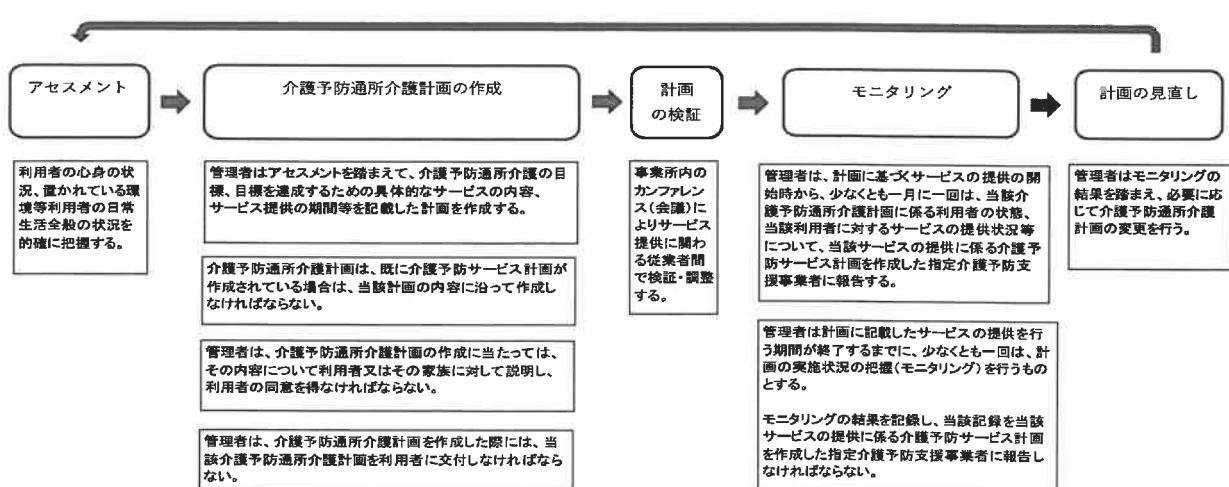
本年度の指定第1号予防相当通所介護事業者に対して行った実施指導における指摘事項の傾向として、特に留意して頂きたい点は次のとおりです。

（ア） 介護予防通所介護計画の作成について

指定第1号予防相当通所介護事業者が提供する予防相当通所サービスにおける通所介護計画（以下、「介護予防通所介護計画」という。）において、次の点に留意してください。

・ 介護予防通所介護計画の作成過程の再確認

計画作成においては、ケアマネジメントプロセスに沿った形で行うことが基本です。



(指摘事項)

- ・アセスメントが介護予防通所介護計画の見直し毎に適切に行われていない。
⇒ 計画の見直す際には、計画作成時と同様にアセスメントを行う必要があります。
したがって、アセスメントシートと計画は同じ枚数になります。
- ・作成されている計画書に目標期間が記載されていない。
⇒ 実施状況や目標の達成度の確認及び評価を行う目安とするため、目標期間を記入してください。

法令等

旧介護予防通所介護基準

改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成十八年厚生労働省令第三十五号)

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

- 第百九条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。
 - 三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - 六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - 七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - 九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
 - 十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
 - 十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
 - 十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

- 第百十条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
- 一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
 - 二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
 - 三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(イ) 管理者の基準及び責務

管理者の配置は、常勤・専従が条件です。

ただし、事業所の管理上支障がない場合は当該事業所の他の職務、同一敷地内にある他の事業所、施設等に従事することができることとされています。

管理者の責務としては、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握などの管理を一元的に行うものとなっています。

したがって、管理者が兼務となっている事業所において、責務として定められていることが適切に行われていない場合は、管理上支障があるものと判断されるため、兼務は認められません。

また、管理業務が不適切な状態が是正されない場合は、重大な違反と判断され行政処分の対象となります。

(指摘事例)

- ・ 管理者が他の職種と兼務している事業所において、人員及び勤務形態について明確に区分胥て管理できていない。
⇒ 従業者について雇用関係書類や辞令等により職種毎に明確に区分して管理すること。
- ・ 兼務職員について、職種ごとの勤務時間が明確に管理できていない。
⇒ 職種ごとの勤務時間を勤務表などにより明確に管理すること。
- ・ 業務日誌等により業務の実施状況や従業者の状況把握を行っている実態が見受けられなかつた。
⇒ 管理者として、業務日誌等により適切に状況を把握し管理、指揮命令を行うこと。
- ・ 法人役員である管理者の勤務について出勤簿で管理されているが、出勤・退勤時間が記録されていなかった。
⇒ 管理者は常勤であることが要件であり、法人役員であったとしても、介護事業所の管理者である場合は出勤・退勤時間の記録等、勤務時間を記録し管理すること。

法令等

※田辺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱にも同様の規定有り

旧介護予防通所介護基準

改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）

（管理者）

第九十八条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第二百七条で準用する第五十二条

指定介護予防通所介護の管理者は、指定介護予防通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(ウ) 会計の区分

介護保険事業における会計の区分については、事業所ごとに会計を分けなければならぬことが基準により定められています。

介護予防・日常生活支援総合事業による予防相当通所サービスを行う指定第1号予防相当通所介護事業所においても、同様に会計を分ける必要があります。

法令等

※田辺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱にも同様の規定有り

旧介護予防通所介護基準

(会計の区分)

第百七条で準用する第三十六条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(エ) 利用料の受領（自費サービス）

要支援2の利用者について、月8回を超過して利用した利用者に対して超過分を自費サービス利用料として、指定第1号予防相当通所介護に係る第1号事業費用基準額（10割負担相当額）より低額で徴収している事例がありました。

法定代理受領サービスに該当しない指定第1号予防相当通所介護（本件において「自費サービス」といいます。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、10割負担相当額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならず、自費サービス利用料が10割負担相当額を下回ることは、運営基準違反となります。

また、自費サービスの取扱いについては、次の点にも留意する必要があります。

- ① 自費サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を指定第1号予防相当通所介護の運営規程とは別に定めること。
- ② 契約書を指定第1号予防相当通所介護とは別に作成すること。また、同様に重要事項説明書についても別に作成し丁寧に説明を行い、自費サービスの内容等について利用者の同意を得ること。
- ③ 指定第1号予防相当通所介護とは別に費用請求すること。また、会計も区分すること。
- ④ 事業所の人員基準を満たしているか、また定員超過となっていないか注意すること。
- ⑤ 利用者の心身の状況や環境等に応じた適切なサービスかどうかアセスメント等により十分に検討すること。

法令等

※田辺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱にも同様の規定有り

旧介護予防通所介護基準

(利用料の受領)

第百条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(オ) その他の指摘事項等

(掲示)

職員の勤務体制について掲示されていなかった。

⇒ 利用申込者やその家族がサービスの選択をするのに必要な重要事項であるため、事業所内の見やすい場所に掲示してください。

(重要事項説明書)

記載されている利用者負担額について、3割負担利用者の自己負担額に関する記載がなかった。 ⇒ 追記すること。

重要事項説明書の表記で「介護予防通所介護」の記載が残っていたものがあった
⇒ 「指定第1号予防相当通所介護」または「予防相当通所サービス」等、介護予防・日常生活支援総合事業に対応した表記に改めてください。

(秘密保持)

サービス担当者会議等で利用者・家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る必要があるが、家族の同意が得られてなかった

⇒ 家族の同意を得てください。

※. 人員、設備及び運営基準等について、基本的な部分は指定通所介護と同様の箇所がほとんどです。

和歌山県の集団指導時に説明のあった、自主点検表で日頃から点検をお願いします。

◎ 通所介護の自主点検表掲載ホームページ

きのくに介護deネット

10. 各サービス実地指導自主点検調書等

6. 通所介護 (<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)

2. 指定第1号予防相当通所介護における加算項目について

(1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合に、所定単位数の5%を加算します。

チェック事項

- 利用者の居住地は厚生労働大臣の定める中山間地域に該当しているか。
- 運営規程に定める「通常の事業の実施地域」の範囲外でのサービス提供か。
- 加算を算定した場合、交通費を請求していないか。

(2) 若年性認知症受入加算

若年性認知症利用者に対して、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1月につき240単位を加算します。

チェック事項

- 対象者は若年性認知症の診断を受けているか。
- 対象者は第2号被保険者であるか。
- 若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めているか。
- 利用者の特性やニーズに応じた適切なサービスを提供しているか。

(3) 生活機能向上グループ活動加算

利用者の生活機能向上を目的として、共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して日常生活上の支援のための活動を行った場合、1月につき100単位を加算します。

チェック事項

- 利用者自らが自身の課題に応じて活動を選択できるよう、活動項目を複数準備し、時間割を組んでいるか。
- 利用者に対して当該サービスを1週につき1回以上実施しているか。
- 一つのグループは6人以下であるか。
- 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定を適切に行い、サービス計画に記録した上で利用者に説明、同意を得ているか。
- 概ね3か月程度で達成可能な到達目標の設定と、段階的に目標を達成するため概ね1か月程度で達成可能な短期目標を設定しているか。
- 一つのグループに対して実施時間を通じて1人以上の介護職員等が配置されているか。
- 当該サービスを実施した日ごとに、実施時間・実施内容・参加者の人数及び氏名等が記録されているか。
- 概ね1か月ごとにモニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しが行われているか。
- 実施期間（概ね3ヶ月）終了後、到達目標の達成状況等について確認し、達成している場合には当該サービスを終了し、ケアマネジャーに報告しているか。
- 実施期間終了後、到達目標を達成できなかった場合は、達成できなかった理由を明らかにしたうえで継続の必要性を利用者及びケアマネジャーと検討しているか。また、継続する場合は適切に実施方法及び内容を見直しているか。

(4) 運動器機能向上加算

利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練（運動器機能向上サービス）を行った場合、1月につき225単位を加算します。

※ 詳細については、別紙資料を参照

(5) 栄養改善加算（※平成30年度新設）

低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理（栄養改善サービス）を行った場合、1月につき150単位を加算します。

※ 詳細については、別紙資料を参照

(6) 口腔機能向上加算.

口腔機能が低下している利用者又はその恐れのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施（口腔機能向上サービス）を行った場合、1月につき150単位を加算します。

※ 詳細については、別紙資料を参照

(7) 選択的サービス複数実施加算

運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス（以下、選択的サービス）のうち複数のサービスを実施した場合1月につき次に掲げる単位数を加算します。

○ 選択的サービス複数実施加算（I）：480単位
(選択的サービスのうち2種類のサービスを実施した場合)

○ 選択的サービス複数実施加算（II）：700単位
(選択的サービスのうち3種類のサービスを実施した場合)

チェック項目

利用者に対し選択的サービスを1週につき1回以上かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上実施しているか。

(8) 事業所評価加算

利用実人数が 10 名以上で、選択的サービスを行っている事業所において、当該加算を算定する年度の前年の 1 月から 12 月までの期間に以下の要件を満たした場合、1 月につき 120 単位を加算します。

$$\frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に予防相当通所サービスを利用した者の数}} \geq 0.6$$

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数+改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

(9) サービス提供体制強化加算

介護福祉士や勤続年数 3 年以上の職員を配置するなど、サービス提供体制を整備してサービスを行った場合に算定します。体制の内容により単位数が異なります。

区分	対象者	1 月あたり単位数
サービス提供体制強化加算（I）イ	事業対象者・要支援 1	72 単位
	事業対象者・要支援 2	144 単位
サービス提供体制強化加算（I）ロ	事業対象者・要支援 1	48 単位
	事業対象者・要支援 2	96 単位
サービス提供体制強化加算（II）	事業対象者・要支援 1	24 単位
	事業対象者・要支援 2	48 単位

チェック項目

- 定員超過、人員基準欠如に該当していないか。
- 次の人員を確保した体制になっているか。
 - サービス提供体制強化加算（I）イ
　　介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 50 %以上
 - サービス提供体制強化加算（I）ロ
　　介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 40 %以上
 - サービス提供体制強化加算（II）
　　サービスを利用者に直接提供する職員（生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員）の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の割合が 30 %以上

(10) 生活機能向上連携加算（※平成 30 年度新設）

事業所の職員と外部の理学療法士等が連携して、機能訓練のマネジメントをした場合に、1 か月につき 200 単位（運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位）を加算します。

チェック事項

- 理学療法士等は、外部から派遣されているか。
- 事業所間で委託契約書は取り交わされているか。
- 事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体等の状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。
- 作成された計画は利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容が記載されているか。
- 計画の目標は、利用者又は家族の意向及びケアマネジャーの意見を踏まえて作成しているか。
- 利用者の身体機能または生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備して、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供しているか。
- 3か月ごとに1回以上、理学療法士等が事業所を訪問して機能訓練指導員等と共同で評価しているか。
- 機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して計画の内容・評価・進捗状況等を説明し記録しているか。
- 個別機能訓練に関する記録は、利用者ごとに保管されているか。

(11) 栄養スクリーニング加算（※平成30年度新設）

利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報をケアマネジャーに文書で共有した場合、6月に1回を限度とし、1回につき5単位を加算します。

チェック事項

- 利用開始時及び利用6か月ごとに、管理栄養士又は介護職員等が利用者の栄養状態について確認しているか。
- 栄養状態の確認は以下の項目について行っているか。
 - a : BMIが18.5未満である人
 - b : 1～6か月間で3%以上の体重の減少が認められる人又は6か月間で2～3kg以上の体重減少があった人
 - c : 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である人
 - d : 食事摂取量が不良（75%以下）である人
- 確認した情報をケアマネジャーに文書で提供しているか。
- 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所は、サービス担当者会議でケアマネジャーによって決定された事業所であるか。
- 利用者が栄養改善加算に係る栄養改善サービスを受けていないか。

(12) 介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善等を実施している事業所に対する加算です。

区分	単位数
I	所定単位の59/1000
II	所定単位の43/1000
III	所定単位の23/1000
IV	IIIで算定した単位の90%
V	IIIで算定した単位の80%

平成30年度

指定第1号予防相当通所介護事業者 集団指導

別紙資料

平成31年3月20日（水） 午後1時30分～

田辺市民総合センター1階 機能訓練室

運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算

◎ サービス提供の流れ

当加算の算定に係るサービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われるもので、以下の流れに沿って業務を行い、書類や記録を整理することが重要です。

アセスメント（課題分析）

利用者的心身の状況、希望及び置かれている環境を把握し、解決すべき課題を分析・把握します。



プランニング（計画作成）

アセスメントで得られた課題等に応じて、3か月程度で達成可能な長期目標と、長期目標を達成するため1か月程度で達成可能な短期目標を設定し、サービス内容等を検討し個別計画を策定します。



カンファレンス（多職種共同での調整等）

事業所内での会議等で支援に関わる専門職が共同して、長期目標・短期目標の内容を踏まえた上で、個別計画の内容を検証・調整します。



サービス実施・モニタリング

個別計画に基づいたサービスを実施するとともに、継続的にサービスの実施状況、目標の達成状況、利用者の変化等を把握し、必要に応じて計画を修正します。



終了・見直し

3か月のサービス提供後、目標の達成状況の評価を行い、ケアマネジャー等に報告し、当初の課題が解決された場合はサービスを終了します。評価の結果を踏まえ当該サービスの継続が必要と認められる場合は、前記の流れにより継続的にサービスを提供します

◎ 対象者について

運動器機能向上加算

- ・サービスを行うことによって心身の状態の維持又は向上に資すると認められる者。

栄養改善加算

- ・B M I が 1 8 . 5 未満である人
- ・1 ~ 6 か月間で 3 % 以上の体重の減少が認められる人又は 6 か月間で 2 ~ 3 k g 以上の体重減少があった者
- ・血清アルブミン値が 3 . 5 g / d l 以下である者
- ・食事摂取量が不良（7 5 % 以下）である者
- ・その他低栄養状態にある又はその恐れがあると認められる者

口腔機能向上加算

- ・認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の 3 項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
- ・基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の 3 項目のうち、2 項目以上が「1」に該当する者
- ・その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

◎ 人員基準について

運動器機能向上加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師（以下、理学療法士等）を 1 名以上配置していること。

※ 理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 か月以上勤務し機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含む。

栄養改善加算

当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

口腔機能向上加算

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。

◎ 計画の作成・サービスの提供について

共通

- ・利用開始時に各利用者の状態を把握して、上記の人員配置に係る専門職が中心となって、その他の職種と共同して計画を作成していること。
- ・作成された計画について利用者又はその家族に説明し同意を得ること。
- ・利用者ごとに計画を作成していること。
- ・計画に基づき専門職等が適切にサービスを提供していること。
- ・利用者の状態を定期的に把握し記録すること。

◎ モニタリングについて

共通

- ・利用者の短期目標に応じて、概ね1月間ごとに達成度と状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて計画を修正すること。
- ・利用者の長期目標に応じて、概ね3か月で目標の達成状況の評価を行い、結果をケアマネジャー、主治医、主治の歯科医（口腔機能向上加算の場合）に報告すること。

◎ 算定期間について

共通

- ・原則3月間とされているが、評価の結果を踏まえた上でサービス継続の必要性が認められる場合は、再度アセスメント等を行った上でサービスを継続することができる。

田辺市総合事業単位表(第1号通所事業)
通所型従前相当サービス(独自) サービスコード表

要綱第4条第1項第1号

コード表		項目種類
通所型独自サービス1回数	事業対象者・要支援1。1月の中で4回までのサービスを行った場合	378単位 A6 1113
通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2。1月の中でも5回から8回までのサービスを行った場合※事業対象者はこれ以外の同一建物から利用する場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合	265単位 A6 8003 265単位 A6 9003
中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合376単位減算(1月) 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	▲376単位 A6 6105
若年性認知症受入加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	389単位 A6 1123 272単位 A6 8013 272単位 A6 9013
生活機能向上グループ活動加算	所定単位の5%加算	▲752単位 A6 6106
運動器機能向上加算	100単位（1月）※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする 225単位（1月）※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする	240単位 A6 6109 100単位 A6 5010 225単位 A6 5002
栄養改善加算	150単位（1月）※平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる	150単位 A6 5003
口腔機能向上加算	150単位（1月）	150単位 A6 5004 480単位 A6 5006
選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 I (2) 選択的サービス複数実施加算 II	①運動器機能向上及び栄養改善 ②運動器機能向上及び口腔機能向上 ③栄養改善及び口腔機能向上
事業所評価加算	120単位（1月）	480単位（1月） 480単位（1月） 480単位（1月） 700単位（1月） 120単位 A6 5005
サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（I）イ (2)サービス提供体制強化加算（I）ロ (3)サービス提供体制強化加算（II）	①事業対象者・要支援1 ②事業対象者・要支援2 ③事業対象者・要支援1 ④事業対象者・要支援2 ⑤事業対象者・要支援1 ⑥事業対象者・要支援2
生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算1 (2)生活機能向上連携加算2	72単位（1月） 144単位（1月） 48単位（1月） 96単位（1月） 24単位（1月） 48単位（1月） 200単位（1月） 100単位（1月） 5単位（1回につき）
栄養スクリーニング加算	※平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに准ずる	※平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上加算を算定している場合 ※平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上加算の取扱いに準ずる
介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算（I）+所定単位×69／1000 ②介護職員処遇改善加算（II）+所定単位×43／1000 ③介護職員処遇改善加算（III）+所定単位×23／1000 ④介護職員処遇改善加算（IV）③で算定した単位の90%加算 ※給付において停止される同時期に既存の修了者が身体介護を行った場合には算定しない ⑤介護職員処遇改善加算（V）③で算定した単位の80%加算 ※給付において停止される同时期に既存の修了者が身体介護を行った場合には算定しない	A6 6100 A6 6110 A6 6111 A6 6113 A6 6115
注	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目	